

4. 見直しの内容

4. 1 見直し対象路線の抽出

本計画で見直しの対象とする路線は、次の項目全てに該当する路線とし、抽出フローと抽出された見直し対象路線は以下のとおりとなります。

- ・未整備または概成済の都市計画道路
- ・事業計画等に位置付けのない路線
- ・都市計画決定から20年以上経過している路線
- ・その他対象とすべき路線

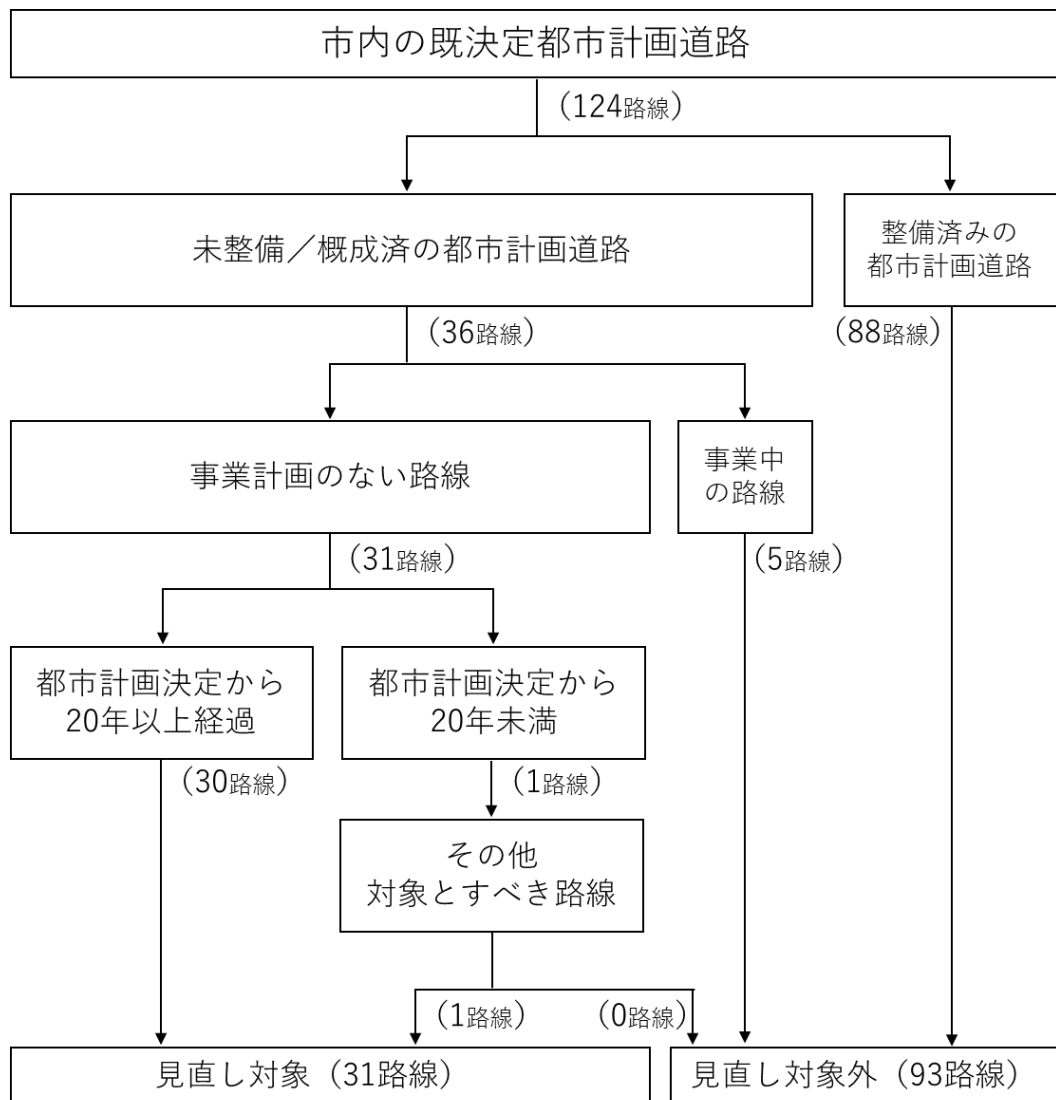


図 対象路線の抽出フロー

※ 都市計画決定からの経過年数は当初決定から令和5年3月末時点で起算

※ その他対象とすべき路線は、小名浜豊間線。本路線は昭和24年に小名浜四倉線として（都）豊間四倉線と一体となって決定されていたことから、見直し対象路線に含めることとする。

表 見直しの対象路線

No.	路線番号	路線名	No.	路線番号	路線名
1	3・4・2	国道6号線	17	3・5・143	中町境山神北線
2	3・5・4	勿来常磐線	18	3・6・147	南富岡橋本線
3	3・3・102	内郷駅平線	19	3・6・148	永崎泉駅前線
4	3・3・103	内郷湯本線	20	3・5・149	船引場相子島線
5	3・4・109	住吉三沢線	21	3・6・152	明治町下平窪線
6	3・4・112	正内町北目線	22	3・6・166	長橋町北目線
7	3・4・120	仁井田佐糠線	23	3・6・169	高坂白水線
8	3・4・121	馬場土取線	24	3・6・172	榎下平太郎線
9	3・4・123	関田江栗線	25	3・6・174	豊間四倉線
10	3・4・124	須賀三枚箴線	26	3・6・175	元分下町線
11	3・4・125	勿来停車場川部線	27	3・5・193	上湯長谷白鳥線
12	3・5・129	上仁井田戸田線	28	3・3・201	上荒川水野谷町線
13	3・5・130	樋口独古内線	29	3・4・209	栗木作小山田線
14	3・5・139	内町御台境線	30	3・6・210	小名浜豊間線
15	3・5・140	三函吹谷線	31	7・6・8	宿内上関線
16	3・5・141	白鳥藤原線			

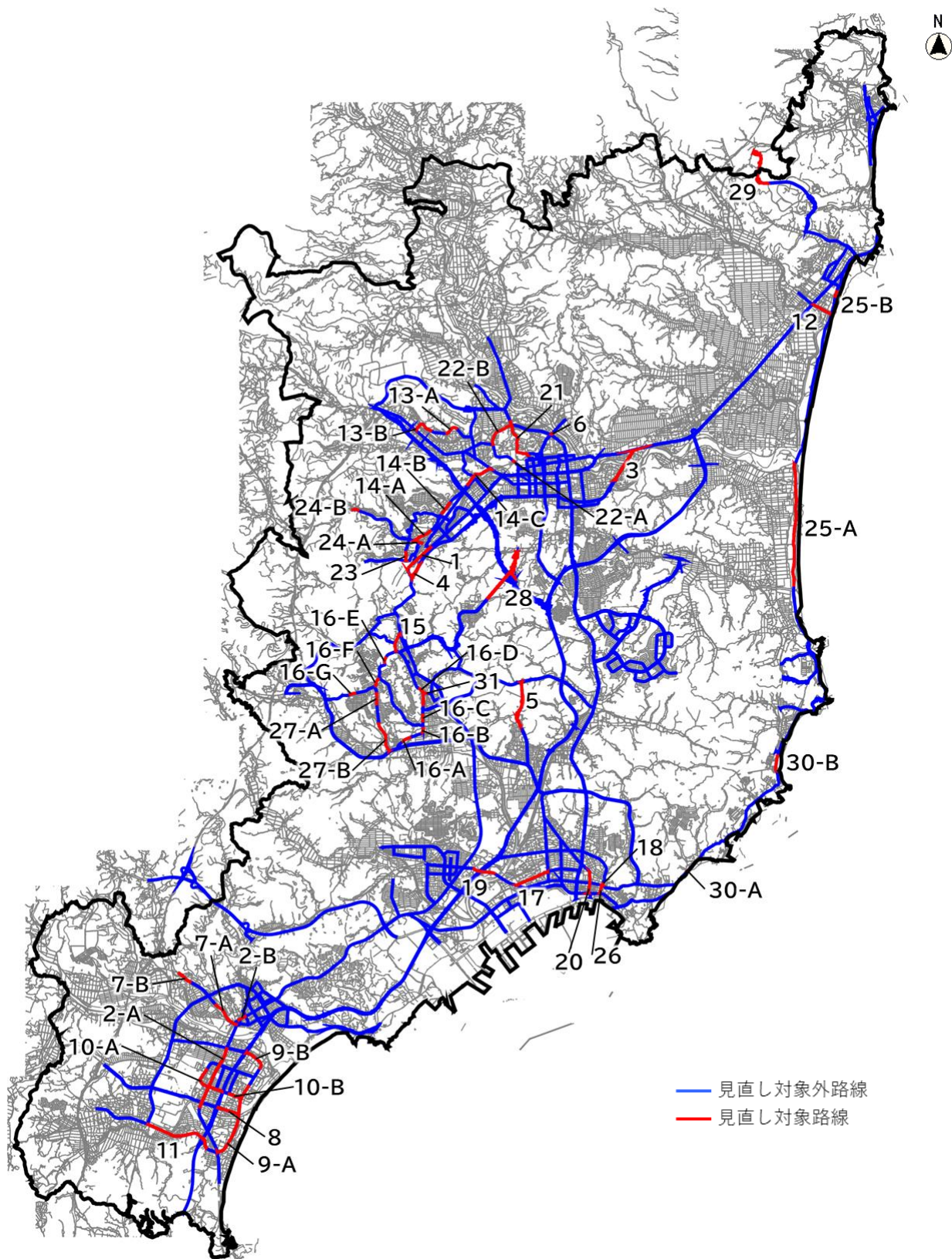


図 見直し対象路線

4. 2 見直し対象路線の評価内容

本計画の評価項目である「実現性」「必要性」「代替性」の具体的な評価項目は、以下のように設定します。これら3項目の評価の他、将来交通量推計の結果や道路管理者等の意見をもとに、各路線を総合的に評価（継続、変更、廃止）します。

(1) 必要性の評価

都市計画道路の見直しの手引き（国土交通省）を参考に、必要性は下記の項目から評価します。

表 必要性の評価内容

都市計画道路の機能	評価の視点	評価の内容
交通機能	自転車・歩行者ネットワーク	都市機能誘導区域を通過する路線 まちなか居住区域を通過する路線
	都市計画施設等へのアクセス	都市計画施設又は大規模集客施設へのアクセス道路
市街地形成機能	将来都市構造の誘導	都市計画区域マスタープランでの位置付け
		都市計画マスタープランでの位置付け
		都市交通マスタープラン(道路交通ネットワーク)での位置付け
空間形成機能	避難・救援	緊急輸送道路の位置づけ
		重要物流道路の位置づけ
		緊急輸送道路又は重要物流道路へのアクセス道路
	通学路又は周辺に学校施設があるか	
	公共交通の導入空間	都市交通マスタープラン(公共交通ネットワーク)での位置付け

(2) 代替性の評価

代替性は、代替路線の有無及び交通処理の状況の2項目で評価します。

<代替路線の有無>

並行路線のうち、見直し対象路線の機能を代替し得る路線があるか。

<交通処理の状況>

見直し対象路線を計画幅員通りに整備した場合に、周辺道路を含めて混雑が解消されるなど、良い影響を与えるか

(3) 実現性の評価

実現性は、関連事業の実施状況、地域コミュニティへの影響及び地形・地物との適合の3項目で評価します。

＜関連事業の実施状況＞

未整備区間の周辺に土地区画整理事業などの関連事業が実施されているか

＜地域コミュニティへの影響＞

未整備区間の整備により、多くの家屋移転が伴うか

＜地形・地物との適合＞

未整備区間に、橋梁の新設・拡幅、鉄道との交差が必要となるか

(4) 将来交通量推計

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査を基に、国土交通省が作成したODデータを用いて、未整備又は概成済み区間を含む都市計画道路ネットワーク(現状趨勢型)と、市内全ての都市計画道路が計画決定通り整備された都市計画道路ネットワーク(フルネット型)で将来交通量推計を行い、路線ごとに交通量や需給バランス*を確認します。

なお、交通量推計モデルによって現況を再現した交通量と、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査の相関係数は0.91であり、モデルによる交通量の再現性は妥当であることを確認しました。

※需給バランス…交通容量に対する将来交通量の比

4. 3 見直し対象路線の評価結果

見直し対象路線の評価結果は次のとおりです。

表中の評価項目の番号は、以下の評価項目を示す

- ①都市機能誘導区域を通過する路線
- ②まちなか居住区域を通過する路線
- ③都市計画施設又は大規模集客施設へのアクセス道路
- ④都市計画区域マスタープランでの位置付け
- ⑤都市計画マスタープランでの位置付け
- ⑥都市交通マスタープラン(道路交通ネットワーク)での位置付け
- ⑦緊急輸送道路の位置づけ
- ⑧重要物流道路の位置づけ
- ⑨緊急輸送道路又は重要物流道路へのアクセス道路
- ⑩通学路又は周辺に学校施設があるか
- ⑪都市交通マスタープラン(公共交通ネットワーク)での位置付け
- ⑫代替路線または並行路線があるか
- ⑬代替路線または並行路線は、見直し対象路線の機能を代替し得るか
- ⑭交通処理の状況
- ⑮関連事業の実施状況
- ⑯地域コミュニティへの影響
- ⑰地形・地物との適合